【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年８月２日
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　井澤　吉幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【事務連絡者氏名】	加藤　淳一郎
【電話番号】	03－6703－4930
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジあり） i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジあり） 5,000億円を上限とします。 i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジなし） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）

i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）

（「i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）」、「i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）」を総称して、以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」、「i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」、「i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、１口当り１円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき5,000億円を上限とします。

※上限額到達前であっても、市況環境の変化や運用効率性等を勘案し、新規の購入の申込受付を中止する場合があります。

（４）【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：　03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（５）【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）はありません。

（６）【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2017年８月３日から2018年２月２日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03－6703－4300　（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（９）【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」で払い込みください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

①　購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

②　日本以外の地域における発行

行いません。

③　購入不可日

以下に定める日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休場日

④　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 「i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）」、「i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）」は、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

（「i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）」、「i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）」を総称して、以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」、「i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」、「i-mizuho先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」という場合があります。）

② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合	インデックス型

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （不動産投信）） 資産複合 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル （日本を除く） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	＜為替ヘッジあり＞ あり （フルヘッジ） ＜為替ヘッジなし＞ なし	日経225 ＴＯＰＩＸ その他＊

＊（＜為替ヘッジあり＞Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み、円ヘッジ円ベース）　＜為替ヘッジなし＞Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））

＜各分類および区分の定義＞

Ⅰ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	不動産投信	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

Ⅱ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（不動産投信））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として不動産投信に投資する。
決算頻度による属性区分	年１回	目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を除く）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分	その他	日経225およびＴＯＰＩＸに当てはまらない全てのものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

③　信託金の限度額は、各ファンド5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

※信託金限度額到達前であっても、市況環境の変化や運用効率性等を勘案し、新規の購入の申込受付を中止する場合があります。

④　ファンドの特色（各ファンドおよびマザーファンドの特色）

ａ．当ファンドは、日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象として、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数であるＳ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み）に連動する運用成果を目指します。

為替ヘッジあり	Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み、円ヘッジ円ベース）
為替ヘッジなし	Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース）＊

＊　Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース）は、委託会社がＳ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み）に為替（株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行仲値）を乗じて算出したものです。

■　連動を目指す対象指数（ベンチマーク）の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

※　上記のベンチマークは本書作成時現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

■　効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ブラックロック・グループが運用するＥＴＦ等）への投資を行う場合があります。

■　対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用する場合があります。

■　有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

ｂ．外貨建資産の為替ヘッジについては、以下の通りとします。

為替ヘッジあり	原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
為替ヘッジなし	原則として為替ヘッジを行いません。

ｃ．運用プロセス（ブラックロックのインデックス運用のプロセス）

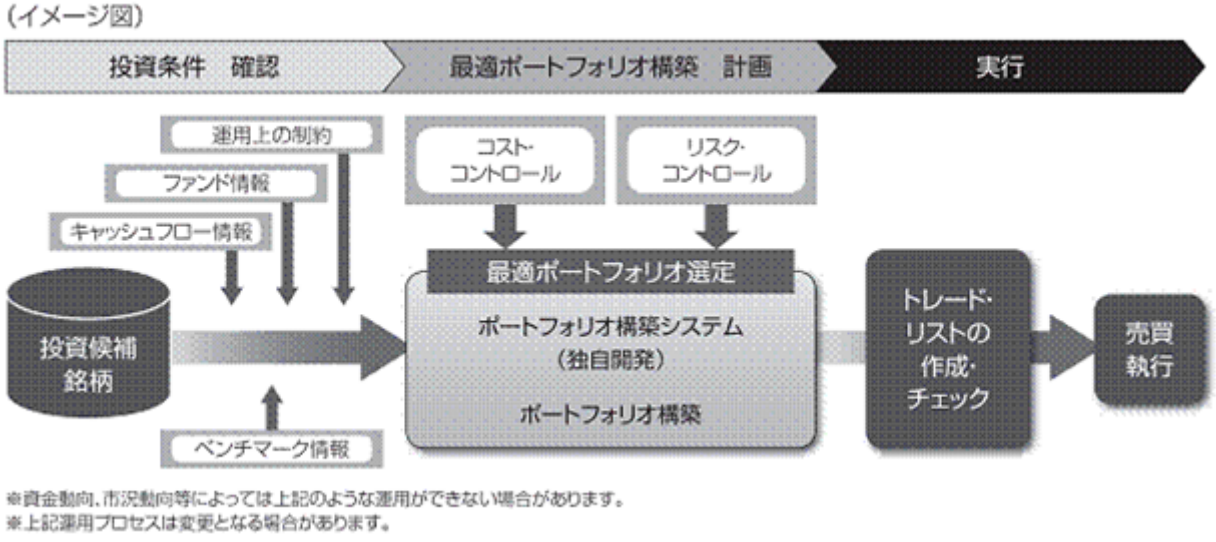

ｄ．当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。

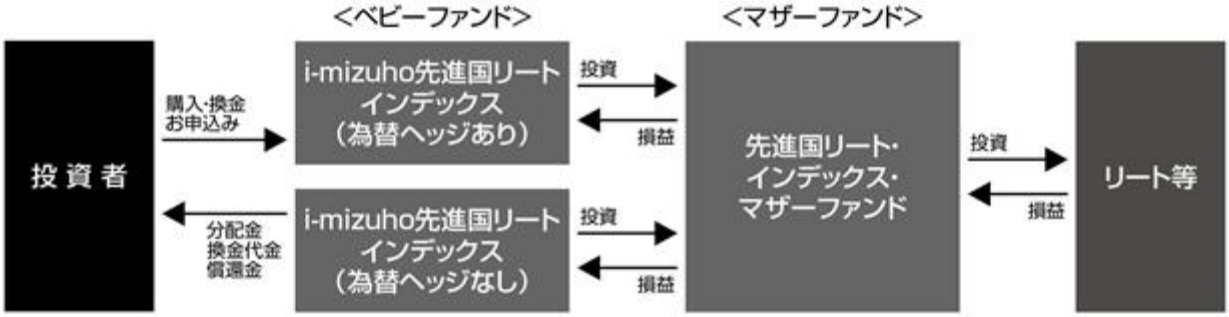

※ ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

■「Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み）」の著作権等について
当ファンドは、Ｓ＆Ｐまたはその関係会社によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。Ｓ＆Ｐおよびその関係会社は、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、当ファンドへの投資適合性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追随する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。Ｓ＆Ｐおよびその関係会社の当ファンドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社に考慮することなくＳ＆Ｐおよびその関係会社が決定、組成、計算する当該インデックスおよびその登録商標についての利用許諾を与えるものではありません。Ｓ＆Ｐおよびその関係会社は、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者の要望等を考慮しません。Ｓ＆Ｐおよびその関係会社は当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。Ｓ＆Ｐおよびその関係会社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。Ｓ＆Ｐおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。Ｓ＆Ｐおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。Ｓ＆Ｐおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。上記に関わらず、当該インデックスおよびそのデータの使用から生じる特定の、罰則的、直接的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、Ｓ＆Ｐおよびその関係会社が責任を負いません。

（２）【ファンドの沿革】

2013年９月26日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2016年２月３日	信託期間延長（無期限）
2017年５月３日	マザーファンドの名称を「ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド」から「先進国リート・インデックス・マザーファンド」へ変更

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

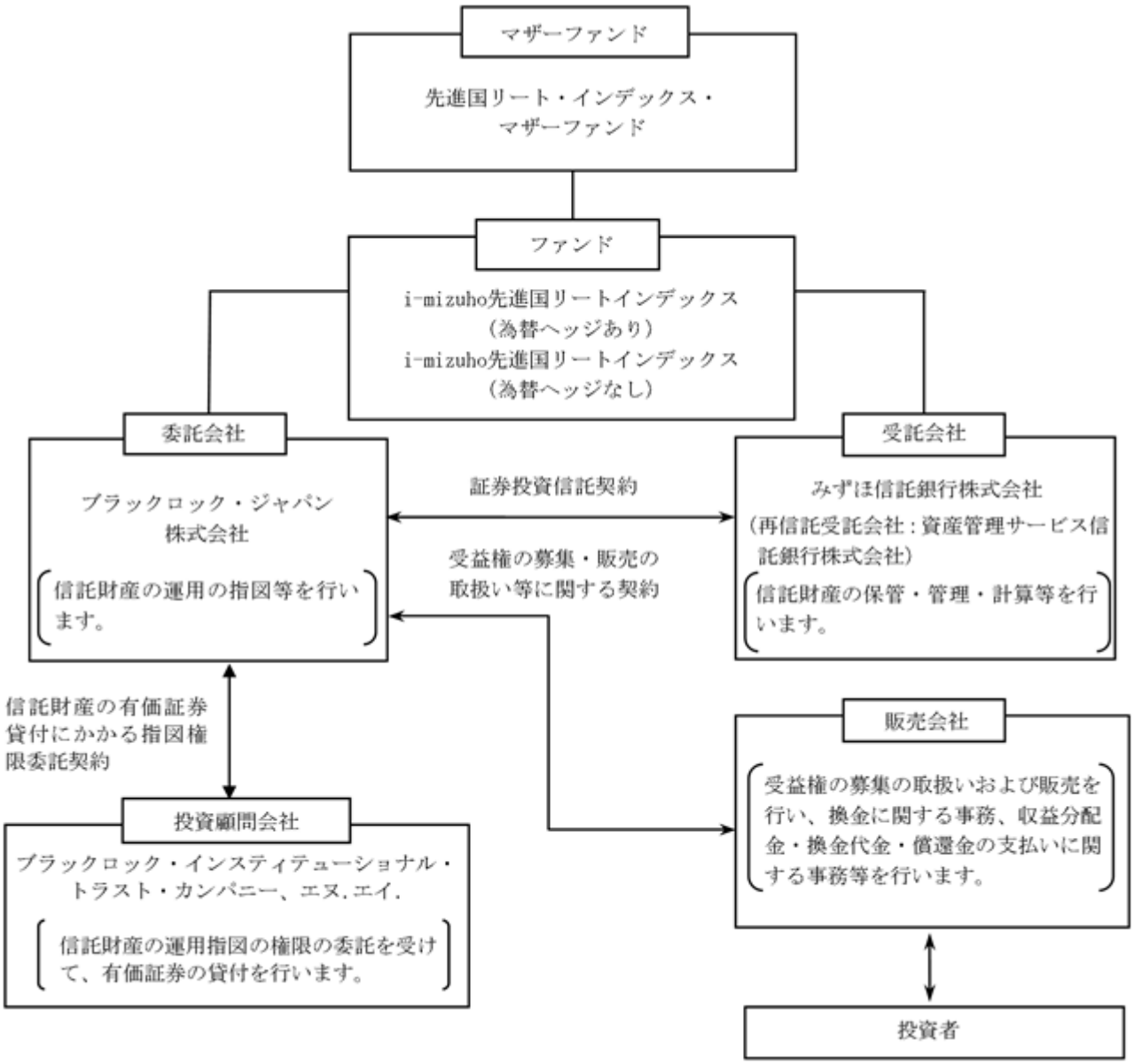

＜契約等の概要＞

ａ．「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

ｂ．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

ｃ．「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」

有価証券貸付代理人への有価証券貸付にかかる指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

＜委託会社の概況＞

2017年４月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

ａ．資本金　　2,435百万円

ｂ．沿革

1985年１月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年３月　証券投資顧問業者として登録 1987年６月　投資一任業務認可を取得 1997年12月　投資信託委託業務免許を取得
1988年３月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年６月　証券投資顧問業者として登録 1989年１月　投資一任業務認可を取得 1998年３月　投資信託委託業務免許を取得
1999年４月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年６月　証券投資顧問業者として登録 1999年８月　投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

ｃ．大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号	10,158株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 先進国リート・インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数（Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み、円ヘッジ円ベース／除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

② 効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。

③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

「為替ヘッジあり」

④ 外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

「為替ヘッジなし」

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。また、資産状況によっては上場投資信託証券を活用することがあります。

※委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

＜参考＞　マザーファンドの運用の基本方針

先進国リート・インデックス・マザーファンド

－ 運用の基本方針 －

１．基本方針

この投資信託は、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

(１)投資対象

日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

(２)投資態度

①　日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

②　効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。

③　対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

④　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤　ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑥　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(３)投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④　上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

（２）【投資対象】

①　投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ｃ．金銭債権（ａ．およびｄ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ｄ．約束手形

②　投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として先進国リート・インデックス・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．株券または新株引受権証書

ｂ．国債証券

ｃ．地方債証券

ｄ．特別の法律により法人の発行する債券

ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ｆ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

ｇ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

ｈ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

ｉ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

ｊ．コマーシャル・ペーパー

ｋ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ｌ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ｍ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

ｎ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

ｏ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

ｐ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

ｑ．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
ｒ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ｓ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
ｔ．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
ｕ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ｖ．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、ａ．の証券または証書、ｌ．ならびにｑ．の証券または証書のうちａ．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂ．からｆ．までの証券およびｌ．ならびにｑ．の証券または証書のうちｂ．からｆ．までの証券の性質を有するもの、およびｎ．のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、ｍ．の証券およびｎ．の証券（投資法人債券を除く）を以下「投資信託証券」といいます。

③　投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

ａ．預金
ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ｃ．コール・ローン
ｄ．手形割引市場において売買される手形
ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
ｆ．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

①　ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

②　ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

③　当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（４名程度）が担当いたします。

ブラックロックの株式インデックス運用スタイルの特徴

・特色ある投資哲学

当運用は「投資は科学である」という運用哲学に基づき、個人の恣意性が極力排除された独自開発の計量モデル主導の運用であるため、一貫性、透明性、客観性、再現性に優れた投資判断が可能となっています。

「リターン」「リスク」「コスト」を包括的に管理する「トータル・パフォーマンス・マネジメント」を提唱し、常にリターン、リスク、コストの最適バランスを考え、投資効率を最大化することを投資の最終目的としています。

・ブラックロック独自のリサーチ

ブラックロック独自のリサーチへの取り組みは、グループ内の株式インデックス部門においても積極的に実施しております。株式インデックス部門内にインデックス・リサーチ・グループ（ＩＲＧ）を設置し、主にベンチマーク変更データの分析等を行っています。これにより、あらゆるインデックスの変化に対しても、ポートフォリオ・マネジャーが即座に対応できる体制をとっています。またＩＲＧとは別途、インデックス変更に絡むトレーディング戦略を分析する多数の専門家を配しており、インデックス・ファンドが低コストで効率的なトレードを行うことが出来るよう、研究を行っております。

・リスク・コントロール

ブラックロックのリスク・マネジメント・システムは、ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオのリスクを詳細に把握し、急激な市場変動時においても即座にポートフォリオを修正することを可能としています。

※　運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約5.42兆ドル＊（約604兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行っております。

＊　2017年３月末現在。（円換算レートは１ドル＝111.43円を使用）

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

年１回の毎決算時（11月２日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

ａ．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

ｂ．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｃ．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

ａ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の支払い

ａ．支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として５営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ｂ．時効

投資者が、ａ．(a)に規定する支払開始日から５年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

① 各ファンドの約款で定める投資制限

ａ．投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場

において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b．投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合＊には制限を設けません。

＊ 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

c．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

d．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

e．上場投資信託証券への投資制限

上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．投資する投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への投資制限

投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

h．信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i．先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｊ．スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ｋ．金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．有価証券の貸付の指図

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ．投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

m．公社債の空売りの指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

n．公社債の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

ｏ．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ｐ．資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｑ．デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｒ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

② 投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のａ．の数がｂ．の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

ａ．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

ｂ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

ａ．不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合にはファンドの運用成果に影響を与えます。

ｂ．為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。

「為替ヘッジあり」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

「為替ヘッジなし」は、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｃ．カントリー・リスク

海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｄ．デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ベンチマークとする指数に関する留意点

ａ．ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主としてファンドの信託報酬、ファンドの取引費用、ファンドの組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

ｂ．指数に関するリスク

当ファンドはベンチマークとなる指数の提供者が公表する価格や収益率に連動する運用成果を目指しますが、指数提供者による指数の構成や計算の局面における正確性は確保されていません。指数提供者は、指数の構成銘柄および計算方法等について開示していますが、指数に関するデータの品質、正確性または完全性について責任を負うものではなく、また、指数が開示された計算方法等に従って算出されたことを保証するものでもありません。当ファンドは、提供された指数に対して整合的な運用成果を得ることを目的としており、委託会社が指数提供者のエラーを補償し、またはその責任を負うものではありません。データの品質、正確性または完全性に関するエラーは時として起こり得るものであり、また、一定期間発見されず訂正されない可能性があります。指数提供者のエラーに関連する損益や費用は、当ファンドおよび投資者に帰属します。たとえば、指数に誤った構成銘柄が含まれる場合、公表された指数への連動を目指す当ファンドにおいても当該構成銘柄へのマーケット・エクスポージャーを有することとなる一方、他の構成銘柄へのエクスポージャーは低減することになります。このように、指数の誤りはファンドの運用成果に正または負の影響を及ぼす可能性があります。また、構成銘柄の誤りを修正する等のために指数が臨時にリバランスされ、それに伴いファンドのポートフォリオの調整が行われる場合、調整から生じる取引費用やマーケット・エクスポージャーは当ファンドが負担することになります。予定していないリバランスにより、ファンドの収益率が指数の収益率に正確に連動できないリスク（トラッキング・エラーのリスク）にさらされる可能性があります。したがって、指数提供者による指数の誤りや臨時のリバランスは、当ファンドにかかる費用とマーケット・エクスポージャー・リスクを増大させる可能性があります。

③ ファンド運営上のリスク

ａ．上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

ｂ．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

ｃ．ファンドの繰上償還

各ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

ｄ．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

ｅ．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※　リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2012年5月～2017年4月）

（為替ヘッジあり）

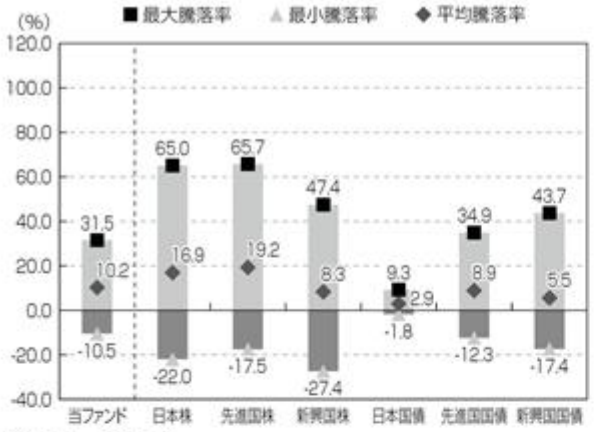

（為替ヘッジなし）

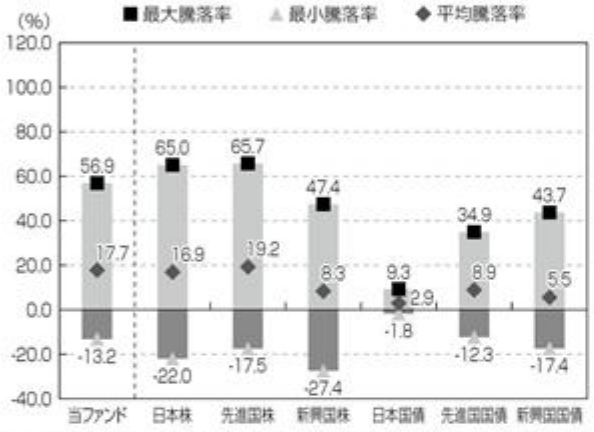

※上記グラフは、2012年5月～2017年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは設定日が2013年9月26日のため、設定前の期間のデータは、ベンチマークの数値を用いて計算しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※各資産クラスの指数

日本株……	東証株価指数(配当込み)
先進国株……	MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
新興国株……	MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債……	NOMURA-BPI国債
先進国国債…	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国国債…	J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2012年5月～2017年4月）

※上記グラフは、2012年5月～2017年4月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、設定前の期間については、ベンチマークの年間騰落率を表示しておりますので、当ファンドの実績ではありません。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属します。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）はありません。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.6372%（税抜0.59%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.2916% （税抜0.27%）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.2916% （税抜0.27%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0540% （税抜0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※上場投資信託証券等に投資する場合、当該上場投資信託証券等において報酬等がかかることがありますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息はその都度、信託財産の管理・運営に係る諸費用（信託財産の財務諸表の監査費用等ならびに当該費用に係る消費税等相当額を含みます。）（以下「諸経費」といいます。）は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用*等は、その都度、信託財産中より支弁します。

＊海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

④ 投資する上場投資信託証券等に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途当該上場投資信託証券等から支払われます。

⑤ 有価証券の貸付を行った場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料に50%を乗じて得た額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

ａ．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。

ｂ．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

ｄ．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。）

② 換金時および償還時の課税について

ａ．個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

ｂ．法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、ａ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ｂ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④　個人、法人の課税の取扱いについて

ａ．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税５%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※ 少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」がご利用になれます。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、ＮＩＳＡの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※ 上記は2017年４月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）】

(1)【投資状況】

(平成29年４月末現在)

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		215,736,747	101.14
	内　日本	215,736,747	101.14
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△2,430,791	△1.14
純資産総額		213,305,956	100.00

(2)【投資資産】

(平成29年４月末現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	142,447,506	1.3712	195,324,599	1.5145	215,736,747	101.14

(注)　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	101.14

(注)　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成29年４月末現在、同日前１年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第１期(平成26年11月４日)	215,886,254	(同左)	1.1946	(同左)
第２期(平成27年11月２日)	83,186,443	(同左)	1.2531	(同左)
第３期(平成28年11月２日)	195,304,809	(同左)	1.2442	(同左)
平成28年４月末現在	98,959,907	－	1.2940	－
平成28年５月末現在	104,852,695	－	1.3081	－
平成28年６月末現在	124,622,851	－	1.3508	－
平成28年７月末現在	175,293,145	－	1.4029	－
平成28年８月末現在	197,831,482	－	1.3719	－
平成28年９月末現在	204,247,440	－	1.3508	－
平成28年10月末現在	194,426,015	－	1.2504	－
平成28年11月末現在	176,738,379	－	1.2557	－
平成28年12月末現在	185,706,681	－	1.2910	－
平成29年１月末現在	204,917,632	－	1.2803	－
平成29年２月末現在	213,348,674	－	1.3375	－
平成29年３月末現在	215,226,178	－	1.2982	－
平成29年４月末現在	213,305,956	－	1.3260	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第１期	－
第２期	－
第３期	－
平成28年11月３日～ 平成29年５月２日	－

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第１期	19.5
第２期	4.9
第３期	△0.7
平成28年11月３日～ 平成29年５月２日	6.1

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第１期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(１万口当たり)として計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第１期	210,193,645	29,468,865	180,724,780
第２期	69,768,977	184,107,584	66,386,173
第３期	210,444,363	119,857,670	156,972,866
平成28年11月３日～ 平成29年５月２日	77,234,404	72,957,885	161,249,385

【i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）】

(1)【投資状況】

(平成29年４月末現在)

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		435,549,399	100.36
	内　日本	435,549,399	100.36
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△1,555,475	△0.36
純資産総額		433,993,924	100.00

(2)【投資資産】

(平成29年４月末現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	287,586,266	1.3410	385,659,815	1.5145	435,549,399	100.36

(注)　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.36

(注)　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成29年４月末現在、同日前１年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第１期(平成26年11月４日)	465,557,542	(同左)	1.3683	(同左)
第２期(平成27年11月２日)	447,422,347	(同左)	1.4907	(同左)
第３期(平成28年11月２日)	428,544,683	(同左)	1.2925	(同左)
平成28年４月末現在	458,732,744	－	1.4159	－
平成28年５月末現在	463,657,813	－	1.4394	－
平成28年６月末現在	446,028,462	－	1.3808	－
平成28年７月末現在	471,189,259	－	1.4624	－
平成28年８月末現在	455,333,972	－	1.4135	－
平成28年９月末現在	451,952,828	－	1.3673	－
平成28年10月末現在	431,150,159	－	1.3058	－
平成28年11月末現在	440,117,161	－	1.4006	－
平成28年12月末現在	431,263,952	－	1.4820	－
平成29年１月末現在	415,791,627	－	1.4489	－
平成29年２月末現在	431,295,985	－	1.4993	－
平成29年３月末現在	425,090,475	－	1.4532	－
平成29年４月末現在	433,993,924	－	1.4754	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第１期	－
第２期	－
第３期	－
平成28年11月３日～ 平成29年５月２日	－

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第１期	36.8
第２期	8.9
第３期	△13.3
平成28年11月３日～ 平成29年５月２日	14.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第１期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(１万口当たり)として計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第１期	467,173,225	126,937,969	340,235,256
第２期	362,707,174	402,799,447	300,142,983
第３期	114,001,251	82,574,530	331,569,704
平成28年11月３日～ 平成29年５月２日	40,675,921	79,161,893	293,083,732

（参考情報）「ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況(平成29年４月末現在)

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資証券		1,225,585,548	97.95
	内　アメリカ	882,376,035	70.52
	内　オーストラリア	100,892,024	8.06
	内　イギリス	68,411,793	5.47
	内　フランス	52,742,227	4.22
	内　シンガポール	39,452,629	3.15
	内　カナダ	22,899,842	1.83
	内　香港	20,815,795	1.66
	内　スペイン	9,674,803	0.77
	内　ベルギー	9,188,713	0.73
	内　オランダ	5,589,003	0.45
	内　ニュージーランド	5,438,162	0.43
	内　アイルランド	2,669,354	0.21
	内　ドイツ	2,327,305	0.19
	内　イタリア	977,499	0.08
	内　ガーンジィ	763,589	0.06
	内　マン島	694,075	0.06
	内　イスラエル	672,700	0.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		25,675,755	2.05
純資産総額		1,251,261,303	100.00

（注）　当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産(平成29年４月末現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	3,154	20,293.48	64,005,647	18,682.25	58,923,823	4.71
2	PUBLIC STORAGE INC	アメリカ	投資証券	1,472	23,074.16	33,965,171	23,704.76	34,893,421	2.79
3	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	5,219	5,653.32	29,504,727	6,109.82	31,887,155	2.55
4	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	3,573	7,463.92	26,668,606	8,030.68	28,693,642	2.29
5	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	1,355	18,900.02	25,609,537	20,948.11	28,384,698	2.27
6	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	投資証券	979	25,699.84	25,160,153	27,390.65	26,815,448	2.14
7	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	3,618	6,774.40	24,509,805	7,181.54	25,982,825	2.08
8	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	3,496	7,176.30	25,088,353	7,135.91	24,947,158	1.99
9	BOSTON PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	1,517	13,253.84	20,106,076	14,021.42	21,270,504	1.70
10	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	1,570	10,111.50	15,875,067	12,608.04	19,794,629	1.58
11	SCENTRE GROUP	オーストラリア	投資証券	52,352	352.65	18,462,112	362.09	18,956,345	1.51
12	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	1,698	10,322.20	17,527,099	10,740.59	18,237,535	1.46
13	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	2,674	6,419.82	17,166,603	6,616.19	17,691,693	1.41
14	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	647	23,906.91	15,467,775	26,869.85	17,384,797	1.39
15	LINK REIT	香港	投資証券	21,000	788.40	16,556,608	800.08	16,801,785	1.34
16	HCP INC	アメリカ	投資証券	4,614	3,376.00	15,576,890	3,506.74	16,180,134	1.29
17	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	7,292	1,756.37	12,807,504	2,141.21	15,613,773	1.25
18	GGP INC	アメリカ	投資証券	5,759	2,747.80	15,824,602	2,463.96	14,189,949	1.13
19	WESTFIELD CORP	オーストラリア	投資証券	18,799	734.75	13,812,671	752.48	14,146,051	1.13
20	LAND SECURITIES GROUP	イギリス	投資証券	7,746	1,414.20	10,954,396	1,605.00	12,432,336	0.99
21	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	1,119	10,357.89	11,590,484	10,906.41	12,204,283	0.98
22	SL GREEN REALTY CORP	アメリカ	投資証券	992	10,990.65	10,902,726	11,699.91	11,606,318	0.93

23	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	投資証券	876	12,086.52	10,587,795	12,571.31	11,012,474	0.88
24	DUKE REALTY CORP	アメリカ	投資証券	3,506	2,831.54	9,927,390	3,111.66	10,909,509	0.87
25	UDR INC	アメリカ	投資証券	2,637	3,866.82	10,196,807	4,121.06	10,867,258	0.87
26	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	15,631	565.80	8,844,112	679.23	10,617,175	0.85
27	FEDERAL REALTY INVS TRUST	アメリカ	投資証券	711	15,717.24	11,174,961	14,819.37	10,536,576	0.84
28	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	1,241	7,943.26	9,857,594	8,463.60	10,503,333	0.84
29	REGENCY CENTERS CORP	アメリカ	投資証券	1,440	7,539.00	10,856,173	7,109.20	10,237,255	0.82
30	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	4,200	2,852.05	11,978,630	2,300.36	9,661,530	0.77

（注） 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.95

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）

運用実績

2017年4月28日現在

基準価額・純資産の推移

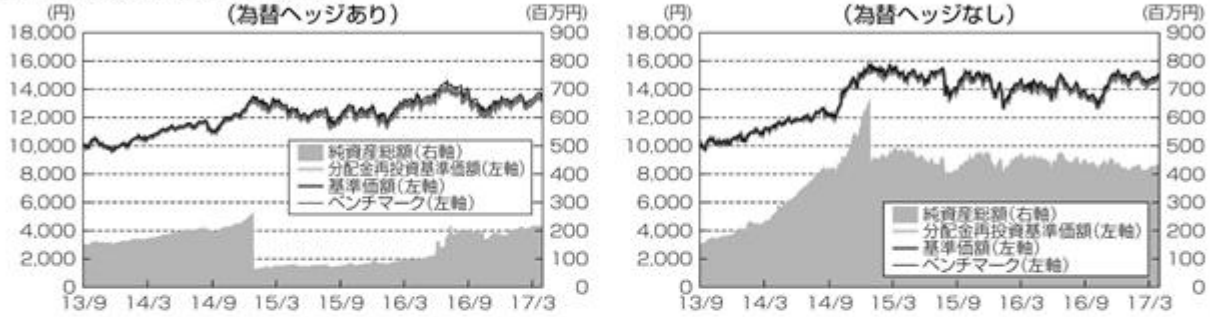

※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

	第1期 2014年11月	第2期 2015年11月	第3期 2016年11月	設定来累計
（為替ヘッジあり）	0円	0円	0円	0円
（為替ヘッジなし）	0円	0円	0円	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	国	比率
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	4.7
2	PUBLIC STORAGE INC	アメリカ	2.8
3	PROLOGIS INC	アメリカ	2.5
4	WELLTOWER INC	アメリカ	2.3
5	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	2.3
6	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	2.1
7	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	2.1
8	VENTAS INC	アメリカ	2.0
9	BOSTON PROPERTIES INC	アメリカ	1.7
10	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	1.6

国別構成比率(%)

国名	比率
米国	70.5
オーストラリア	8.1
英国	5.5
フランス	4.2
シンガポール	3.2
その他	6.5
キャッシュ等	2.1
合計	100.0

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ 2013年は設定日(9月26日)から年末までのファンドの収益率を表示しています。
※ ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
※ 2007年から2012年はベンチマークの年間収益率を表示しています。

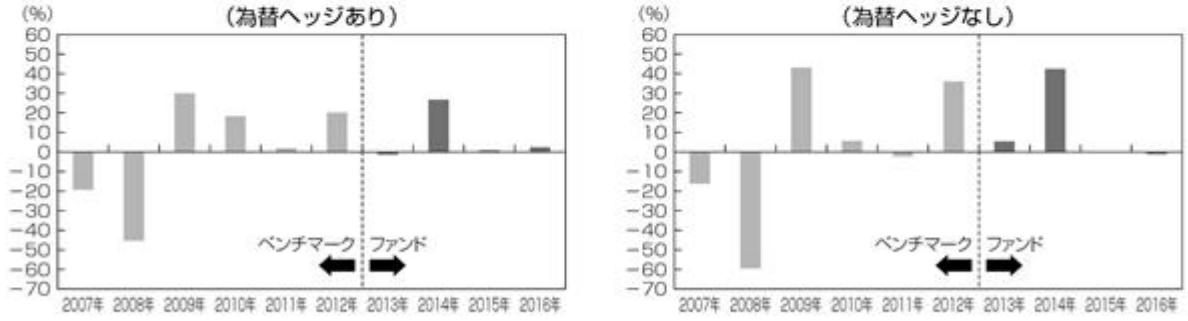

※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後３時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

以下に定める日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休場日

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

(7) 購入時手数料

ありません。

(8) 購入代金のお支払い

ファンドの受益権の投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を申込することができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後３時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金単位

換金単位は各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

以下に定める日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休場日

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して５営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（１万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（１万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「ｉｍ先リへ有」、「ｉｍ先リへ無」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

不動産投資信託証券：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年11月３日から翌年11月２日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は、平成25年９月26日から平成26年11月４日までとします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①　ファンドの償還条件等

ａ．委託会社は、信託期間中において、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、換金により、各ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｃ．ａ．およびｂ．の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．ｃ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｄ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．ｃ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｆ．ｃ．～ｅ．までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｃ．～ｅ．までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

ｇ．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。

ｈ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

ｉ．ｈ．にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更ｂ．」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｊ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

②　信託約款の変更

ａ．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、ａ．の事項（ａ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．ｂ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。

ｆ．ｂ．～ｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ．ａ．～ｆ．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

ｈ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはａ．～ｆ．の規定にしたがいます。

③　信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

④　運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

⑤　関係法人との契約の更改等に関する手続

ａ．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は１年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

ｂ．「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

⑥　公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。
www.blackrock.com/jp/
ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

＜一般コース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として５営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

＜累積投資コース＞

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として５営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３期計算期間（平成27年11月３日から平成28年11月２日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているＰｗＣあらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成28年７月１日をもってＰｗＣあらた有限責任監査法人となりました。

(3)　当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

(4)　当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び同規則第38条の３並びに第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(5)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（平成28年11月３日から平成29年５月２日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(6)　当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

１【財務諸表】

【i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 (平成27年11月２日現在)	第３期 (平成28年11月２日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	－	2,332,031
コール・ローン	1,141,446	－
親投資信託受益証券	82,772,105	195,427,546
派生商品評価勘定	99,748	280,211
流動資産合計	84,013,299	198,039,788
資産合計	84,013,299	198,039,788
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	544,845	632,852
未払解約金	1	1,500,526
未払受託者報酬	20,404	43,547
未払委託者報酬	220,774	470,904
その他未払費用	40,832	87,150
流動負債合計	826,856	2,734,979
負債合計	826,856	2,734,979
純資産の部		
元本等		
元本	66,386,173	156,972,866
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,800,270	38,331,943
（分配準備積立金）	6,666,563	6,298,967
元本等合計	83,186,443	195,304,809
純資産合計	83,186,443	195,304,809
負債純資産合計	84,013,299	198,039,788

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 (自　平成26年11月５日 至　平成27年11月２日)	第３期 (自　平成27年11月３日 至　平成28年11月２日)
営業収益		
受取利息	3	3
有価証券売買等損益	28,043,693	△21,708,812
為替差損益	△5,039,256	12,505,352
営業収益合計	23,004,440	△9,203,457
営業費用		
受託者報酬	60,256	67,323
委託者報酬	651,687	728,239
その他費用	131,380	146,572
営業費用合計	843,323	942,134
営業利益又は営業損失（△）	22,161,117	△10,145,591
経常利益又は経常損失（△）	22,161,117	△10,145,591
当期純利益又は当期純損失（△）	22,161,117	△10,145,591
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	20,710,969	4,142,037
期首剰余金又は期首欠損金（△）	35,161,474	16,800,270
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,794,998	71,814,987
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,794,998	71,814,987
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,606,350	35,995,686
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,606,350	35,995,686
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,800,270	38,331,943

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で時価評価しております。

２　デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第２期 (平成27年11月２日現在)	第３期 (平成28年11月２日現在)
1　当該計算期間の末日における受益権総数	66,386,173口	156,972,866口
2　１口当たり純資産額	1.2531円	1.2442円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第２期 (自　平成26年11月５日 至　平成27年11月２日)	第３期 (自　平成27年11月３日 至　平成28年11月２日)
分配金の計算過程	第２期計算期末における、費用控除後の配当等収益（2,249,643円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（3,011,873円）、収益調整金（その他収益調整金）（7,121,834円）、分配準備積立金（4,416,920円）により、分配対象収益は16,800,270円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第３期計算期末における、費用控除後の配当等収益（4,126,431円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（1,069,342円）、収益調整金（その他収益調整金）（31,224,176円）、分配準備積立金（2,172,536円）により、分配対象収益は38,592,485円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、親投資信託の外貨建資産の時価総額のうち当ファンドに属するとみなした額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とした為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第２期 (平成27年11月２日現在)	第３期 (平成28年11月２日現在)
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1　期中元本変動額

項目	第２期 (平成27年11月２日現在)	第３期 (平成28年11月２日現在)
期首元本額	180,724,780円	66,386,173円
期中追加設定元本額	69,768,977円	210,444,363円
期中一部解約元本額	184,107,584円	119,857,670円

2　有価証券関係

第２期(平成27年11月２日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,324,684
合計	3,324,684

第３期(平成28年11月２日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△19,094,513
合計	△19,094,513

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区　分	種類	第２期 (平成27年11月２日現在)			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売　建				
	香港ドル	1,370,587	－	1,378,896	△8,309
	アメリカドル	60,763,700	－	61,162,729	△399,029
	イギリスポンド	5,743,926	－	5,822,138	△78,212
	オーストラリアドル	5,935,127	－	5,942,519	△7,392
	カナダドル	1,420,025	－	1,425,438	△5,413
	シンガポールドル	2,194,898	－	2,230,683	△35,785
	ニュージーランドドル	321,611	－	332,316	△10,705
	ユーロ	5,495,933	－	5,398,279	97,654
	買　建				
	アメリカドル	3,032,390	－	3,034,484	2,094
合計		86,278,197	－	86,727,482	△445,097

区　分	種類	第３期 (平成28年11月２日現在)			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益 （円）
			うち１年超 （円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売　建				
	香港ドル	4,031,595	－	4,041,835	△10,240
	アメリカドル	143,076,614	－	143,481,133	△404,519
	イギリスポンド	9,470,149	－	9,325,520	144,629
	オーストラリアドル	16,241,665	－	16,443,777	△202,112
	カナダドル	3,681,739	－	3,650,757	30,982
	シンガポールドル	6,080,612	－	6,027,970	52,642
	ニュージーランドドル	1,083,069	－	1,099,050	△15,981
	ユーロ	13,083,311	－	13,031,353	51,958
合計		196,748,754	－	197,101,395	△352,641

(注１)　時価の算定方法

為替予約取引

１　計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注２)　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド	147,827,191	195,427,546	
親投資信託受益証券　合計		147,827,191	195,427,546	
合計		147,827,191	195,427,546	

(注)　親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

【i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 (平成27年11月２日現在)	第３期 (平成28年11月２日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	449,030,341	430,206,099
未収入金	309,866	294,477
流動資産合計	449,340,207	430,500,576
資産合計	449,340,207	430,500,576
負債の部		
流動負債		
未払解約金	309,866	294,477
未払受託者報酬	117,687	122,306
未払委託者報酬	1,271,479	1,321,310
その他未払費用	218,828	217,800
流動負債合計	1,917,860	1,955,893
負債合計	1,917,860	1,955,893
純資産の部		
元本等		
元本	300,142,983	331,569,704
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	147,279,364	96,974,979
（分配準備積立金）	38,353,915	44,988,497
元本等合計	447,422,347	428,544,683
純資産合計	447,422,347	428,544,683
負債純資産合計	449,340,207	430,500,576

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 (自　平成26年11月５日 至　平成27年11月２日)	第３期 (自　平成27年11月３日 至　平成28年11月２日)
営業収益		
有価証券売買等損益	52,144,568	△60,561,715
営業収益合計	52,144,568	△60,561,715
営業費用		
受託者報酬	256,043	244,665
委託者報酬	2,766,162	2,643,083
その他費用	429,428	462,526
営業費用合計	3,451,633	3,350,274
営業利益又は営業損失（△）	48,692,935	△63,911,989
経常利益又は経常損失（△）	48,692,935	△63,911,989
当期純利益又は当期純損失（△）	48,692,935	△63,911,989
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	36,308,728	△5,973,351
期首剰余金又は期首欠損金（△）	125,322,286	147,279,364
剰余金増加額又は欠損金減少額	177,462,816	47,404,236
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	177,462,816	47,404,236
剰余金減少額又は欠損金増加額	167,889,945	39,769,983
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	167,889,945	39,769,983
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	147,279,364	96,974,979

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

２　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第２期 (平成27年11月２日現在)	第３期 (平成28年11月２日現在)
１　当該計算期間の末日における受益権総数	300,142,983口	331,569,704口
２　１口当たり純資産額	1.4907円	1.2925円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第２期 (自　平成26年11月５日 至　平成27年11月２日)	第３期 (自　平成27年11月３日 至　平成28年11月２日)
分配金の計算過程	第２期計算期末における、費用控除後の配当等収益（12,404,699円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（55,940,889円）、収益調整金（その他収益調整金）（52,984,560円）、分配準備積立金（25,949,216円）により、分配対象収益は147,279,364円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第３期計算期末における、費用控除後の配当等収益（15,321,453円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（71,779,512円）、分配準備積立金（29,667,044円）により、分配対象収益は116,768,009円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第２期 (平成27年11月２日現在)	第３期 (平成28年11月２日現在)
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２　時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２　時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

１　期中元本変動額

項目	第２期 (平成27年11月２日現在)	第３期 (平成28年11月２日現在)
期首元本額	340,235,256円	300,142,983円
期中追加設定元本額	362,707,174円	114,001,251円
期中一部解約元本額	402,799,447円	82,574,530円

２　有価証券関係

第２期(平成27年11月２日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	14,758,816
合計	14,758,816

第３期(平成28年11月２日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△54,837,457
合計	△54,837,457

３　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド	325,420,650	430,206,099	
親投資信託受益証券　合計		325,420,650	430,206,099	
合計		325,420,650	430,206,099	

(注)　親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成28年11月２日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(平成28年11月２日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	133,906,142
金銭信託	18,341,238
投資証券	3,016,089,283
未収入金	37,655
未収配当金	3,326,923
流動資産合計	3,171,701,241
資産合計	3,171,701,241
負債の部	
流動負債	
未払金	105,643,521
未払株式払込金	395,887
未払解約金	294,477
流動負債合計	106,333,885
負債合計	106,333,885
純資産の部	
元本等	
元本	2,318,671,751
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	746,695,605
元本等合計	3,065,367,356
純資産合計	3,065,367,356
負債純資産合計	3,171,701,241

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１　有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年11月２日現在)
１　当該計算日における受益権総数	2,318,671,751口
２　１口当たり純資産額	1.3220円

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（平成28年11月２日現在）

１　貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２　時価の算定方法

(1) 有価証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) デリバティブ取引

該当事項はありません。

(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

４　金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1　本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成28年11月２日現在)	
同計算期間の期首元本額	1,007,790,270円
同計算期間中の追加設定元本額	1,847,815,405円
同計算期間中の一部解約元本額	536,933,924円
同計算期間末日の元本額※	2,318,671,751円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）	147,827,191円
i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）	325,420,650円
先進国リートインデックスファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	1,845,423,910円
合計	2,318,671,751円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(平成28年11月２日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	△41,494,481
合計	△41,494,481

3　デリバティブ取引関係

該当事項ありません。

(3) 附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	香港ドル	CHAMPION REIT	60,000.000	266,400.000	
		FORTUNE REIT	38,000.000	357,200.000	
		LINK REIT	63,000.000	3,499,650.000	
		PROSPERITY REIT	33,000.000	110,220.000	
		REGAL REAL ESTATE INVESTMENT	20,000.000	41,400.000	
		SPRING REAL ESTATE INVESTMEN	24,000.000	77,280.000	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	29,000.000	138,330.000	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	29,000.000	129,050.000	
	香港ドル　小計		296,000.000	4,619,530.000 (62,040,288)	
	アメリカドル	ACADIA REALTY TRUST	2,250.000	73,305.000	
		AGREE REALTY CORP	685.000	32,092.250	
		ALEXANDER'S INC	101.000	38,843.590	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	2,199.000	236,062.650	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,100.000	42,383.000	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	3,673.000	185,523.230	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	6,127.000	124,929.530	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	4,413.000	192,539.190	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	4,389.000	78,036.420	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	1,014.000	13,516.620	
		ASHFORD HOSPITALITY PRIME IN	742.000	9,304.680	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	2,225.000	12,371.000	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,858.000	653,005.080	
		BLUEROCK RESIDENTIAL GROWTH	586.000	7,084.740	
		BOSTON PROPERTIES INC	4,323.000	506,396.220	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	4,965.000	75,368.700	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	7,289.000	180,402.750	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	2,462.000	198,191.000	
		CARE CAPITAL PROPERTIES INC	2,381.000	60,167.870	
		CARETRUST REIT INC	1,717.000	23,471.390	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	4,829.000	50,269.890	
		CEDAR REALTY TRUST INC	2,072.000	13,405.840	
		CHATHAM LODGING TRUST	1,033.000	18,098.160	
		CHESAPEAKE LODGING TRUST	1,661.000	36,243.020	
		CITY OFFICE REIT INC	629.000	7,724.120	
		COLONY STARWOOD HOMES	1,440.000	40,507.200	
		COLUMBIA PROPERTY TRUST INC	3,481.000	72,474.420	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	385.000	8,643.250	
		CORESITE REALTY CORP	961.000	69,393.810	
		CORPORATE OFFICE PROPERTIES	2,684.000	69,891.360	
		CORRECTIONS CORP OF AMERICA	3,374.000	47,438.440	
		COUSINS PROPERTIES INC	9,641.000	72,114.680	
		CUBESMART	5,041.000	127,990.990	
		CYRUSONE INC	2,103.000	88,956.900	
		DCT INDUSTRIAL TRUST INC	2,553.000	117,106.110	
		DDR CORP	8,655.000	129,305.700	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	5,734.000	51,376.640	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	4,134.000	371,150.520	
		DOUGLAS EMMETT INC	4,054.000	145,254.820	
		DUKE REALTY CORP	9,891.000	251,033.580	

		DUPONT FABROS TECHNOLOGY	2,135.000	83,756.050	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	691.000	12,659.120	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	892.000	58,952.280	
		EDUCATION REALTY TRUST INC	2,062.000	85,284.320	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	3,495.000	67,383.600	
		EPR PROPERTIES TRUST	1,798.000	127,819.820	
		EQUITY COMMONWEALTH	3,540.000	105,031.800	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	2,259.000	167,550.030	
		EQUITY ONE INC	2,600.000	72,150.000	
		EQUITY RESIDENTIAL	10,271.000	624,682.220	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,840.000	392,453.600	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	3,536.000	251,975.360	
		FARMLAND PARTNERS INC	350.000	3,615.500	
		FEDERAL REALTY INVS	1,993.000	282,766.840	
		FELCOR LODGING TRUST INC	3,540.000	21,841.800	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	3,320.000	85,589.600	
		FIRST POTOMAC REALTY TRUST	1,569.000	13,477.710	
		FOREST CITY REALTY TRUST- A	6,095.000	129,396.850	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	1,505.000	30,024.750	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	3,075.000	34,286.250	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	5,426.000	173,794.780	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	16,415.000	405,450.500	
		GEO GROUP INC/THE	2,118.000	49,815.360	
		GETTY REALTY CORP	770.000	17,255.700	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	657.000	10,787.940	
		GLOBAL NET LEASE INC	4,665.000	33,401.400	
		GOVERNMENT PROPERTIES INCOME TRUST	702.000	12,748.320	
		GRAMERCY PROPERTY TRUST	11,918.000	107,857.900	
		HCP INC	13,148.000	400,619.560	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	3,271.000	100,877.640	
		HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	3,889.000	115,192.180	
		HERSHA HOSPITALITY TRUST	1,218.000	21,010.500	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	2,785.000	134,431.950	
		HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	4,616.000	122,831.760	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	20,877.000	318,583.020	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	3,002.000	97,805.160	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	1,918.000	15,420.720	
		INVESTORS REAL ESTATE TRUST	3,478.000	20,450.640	
		IRON MOUNTAIN INC	6,898.000	228,806.660	
		ISTAR INC	2,220.000	24,042.600	
		KILROY REALTY CORP	2,597.000	183,607.900	
		KIMCO REALTY CORP	11,820.000	305,665.200	
		KITE REALTY GROUP TRUST	2,380.000	57,881.600	
		LASALLE HOTEL PROPERTIES	3,187.000	74,575.800	
		LEXINGTON REALTY TRUST	6,063.000	59,781.180	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	4,143.000	164,435.670	
		LIFE STORAGE INC	1,303.000	104,513.630	
		LTC PROPERTIES INC	1,110.000	53,779.500	
		MACERICH CO/THE	3,390.000	232,893.000	
		MACK-CALI REALTY CORP	2,546.000	63,853.680	
		MANULIFE US REAL ESTATE INV	15,600.000	13,182.000	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	9,022.000	118,007.760	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	2,124.000	195,875.280	
		MONMOUTH REIT-CLASS A	1,979.000	26,399.860	
		MONOGRAM RESIDENTIAL TRUST I	4,799.000	50,389.500	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	4,138.000	184,058.240	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	981.000	18,982.350	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	1,108.000	81,526.640	

		NEW SENIOR INVESTMENT GROUP	2,283.000	22,259.250	
		NEW YORK REIT INC	4,572.000	42,519.600	
		NEXPOINT RESIDENTIAL	561.000	10,137.270	
		NORTHSTAR REALTY EUROPE CORP	1,815.000	17,551.050	
		NORTHSTAR REALTY FINANCE	5,089.000	73,128.930	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	5,438.000	167,218.500	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	428.000	9,749.840	
		PARKWAY INC	1,172.000	20,685.800	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	2,058.000	49,968.240	
		PENN REAL ESTATE INVEST TST	2,018.000	38,241.100	
		PHYSICIANS REALTY TRUST	3,813.000	73,438.380	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	4,105.000	82,838.900	
		POST PROPERTIES INC	1,509.000	99,397.830	
		PREFERRED APARTMENT COMMUN-A	693.000	8,773.380	
		PROLOGIS INC	14,824.000	752,762.720	
		PS BUSINESS PARKS INC/CA	561.000	59,836.260	
		PUBLIC STORAGE INC	4,190.000	861,966.800	
		QTS REALTY TRUST INC-CL A	1,341.000	59,352.660	
		QUALITY CARE PROPERTIES	2,629.000	39,172.100	
		RAMCO-GERSHENSON PROPERTIES	2,209.000	37,884.350	
		REALTY INCOME CORP	7,271.000	419,827.540	
		REGENCY CENTERS CORP	2,942.000	206,910.860	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	3,095.000	60,723.900	
		RETAIL PROPERTIES OF AME - A	6,697.000	100,990.760	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	1,929.000	39,891.720	
		RLJ LODGING TRUST	3,525.000	68,208.750	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,441.000	73,145.160	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	1,881.000	42,247.260	
		SAUL CENTERS INC	349.000	20,877.180	
		SELECT INCOME REIT	1,816.000	43,420.560	
		SENIOR HOUSING PROP TRUST	6,676.000	137,392.080	
		SERITAGE GROWTH PROP- A REIT	663.000	29,715.660	
		SILVER BAY REALTY TRUST CORP	1,012.000	16,536.080	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	8,833.000	1,618,647.250	
		SL GREEN REALTY CORP	2,825.000	273,770.750	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	13,507.000	157,356.550	
		STAG INDUSTRIAL INC	2,057.000	46,179.650	
		STORE CAPITAL CORP	4,323.000	115,510.560	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	2,413.000	30,982.920	
		SUN COMMUNITIES INC	1,759.000	134,282.060	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	6,107.000	75,055.030	
		TANGER FACTORY OUTLET CENTER	2,714.000	92,086.020	
		TAUBMAN CENTERS INC	1,697.000	120,860.340	
		TERRENO REALTY CORP	1,290.000	32,766.000	
		TIER REIT INC	1,297.000	18,586.010	
		UDR INC	7,505.000	260,723.700	
		UMH PROPERTIES INC	792.000	9,313.920	
		URBAN EDGE PROPERTIES	2,586.000	64,882.740	
		URSTADT BIDDLE - CLASS A	650.000	13,604.500	
		VENTAS INC	9,881.000	643,648.340	
		VEREIT INC	27,163.000	247,998.190	
		VORNADO REALTY TRUST	4,834.000	438,008.740	
		WASHINGTON PRIME GROUP INC	5,273.000	55,577.420	
		WASHINGTON REIT	2,093.000	59,776.080	
		WEINGARTEN REALTY INVESTORS	3,317.000	115,862.810	
		WELLTOWER INC	10,062.000	678,279.420	
		WHEELER REAL ESTATE INVESTME	1,844.000	3,061.040	
		WHITESTONE REIT	827.000	10,387.120	

	WP CAREY INC	2,976.000	176,893.440	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	3,094.000	47,864.180	
アメリカドル　小計		608,025.000	20,911,400.190 (2,177,922,330)	
イギリスポンド	ASSURA PLC	45,212.000	26,607.260	
	BIG YELLOW GROUP PLC	4,104.000	28,297.080	
	BRITISH LAND COMPANY PLC	28,690.000	166,832.350	
	CAPITAL & REGIONAL PLC	12,945.000	7,281.560	
	DERWENT LONDON PLC	3,100.000	73,377.000	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	12,438.000	13,806.180	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	9,710.000	57,386.100	
	HAMMERSON PLC	21,946.000	120,264.080	
	HANSTEEN HOLDINGS PLC	20,470.000	21,861.960	
	INTU PROPERTIES PLC	25,187.000	68,156.020	
	LAND SECURITIES GROUP	22,461.000	220,903.930	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	17,510.000	25,739.700	
	MCKAY SECURITIES PLC-ORD	2,656.000	4,913.600	
	MUCKLOW (A & J) GROUP PLC	1,615.000	7,186.750	
	NEWRIVER REIT PLC	6,342.000	19,929.730	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	16,058.000	17,703.940	
	REDEFINE INTERNATIONAL PLC	33,997.000	13,782.380	
	REGIONAL REIT LTD	5,720.000	6,063.200	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	5,978.000	21,317.540	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	14,385.000	8,163.480	
	SEGRO PLC	23,171.000	98,940.170	
	SHAFTESBURY PLC	7,752.000	70,039.320	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	29,980.000	40,113.240	
	WORKSPACE GROUP PLC	3,247.000	20,407.390	
イギリスポンド　小計		374,674.000	1,159,073.960 (147,723,976)	
イスラエルシュケル	REIT 1 LTD	5,180.000	59,466.400	
イスラエルシュケル　小計		5,180.000	59,466.400 (1,623,433)	
オーストラリアドル	360 CAPITAL GROUP LTD	6,082.000	5,747.490	
	360 CAPITAL OFFICE FUND	1,865.000	4,047.050	
	ABACUS PROPERTY GROUP	7,313.000	20,476.400	
	ALE PROPERTY GROUP	4,698.000	19,872.540	
	ARENA REIT	6,777.000	13,350.690	
	ASPEN GROUP	3,031.000	3,349.250	
	ASTRO JAPAN PROPERTY GROUP	1,496.000	10,053.120	
	BWP TRUST	13,408.000	39,687.680	
	CHARTER HALL GROUP	11,786.000	55,629.920	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	9,155.000	37,993.250	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	35,452.000	32,084.060	
	DEXUS PROPERTY GROUP	27,101.000	243,909.000	
	FOLKESTONE EDUCATION TRUST	6,217.000	15,293.820	
	GDI PROPERTY GROUP	12,611.000	12,169.610	
	GENERATION HEALTHCARE REIT	3,972.000	7,149.600	
	GOODMAN GROUP	44,386.000	300,937.080	
	GPT GROUP	50,591.000	234,742.240	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	4,129.000	12,799.900	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	3,712.000	10,504.960	
	INDUSTRIA REIT	3,984.000	8,406.240	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	5,300.000	14,522.000	
	INVESTA OFFICE FUND	17,526.000	74,134.980	
	MIRVAC GROUP	104,562.000	216,443.340	
	NATIONAL STORAGE REIT	12,828.000	18,857.160	
	SCENTRE GROUP	149,888.000	635,525.120	
	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	19,944.000	43,477.920	

	STOCKLAND	67,022.000	294,226.580	
	VICINITY CENTRES	92,032.000	264,131.840	
	WESTFIELD CORP	53,785.000	474,921.550	
オーストラリアドル　小計		780,653.000	3,124,444.390 (248,830,751)	
カナダドル	AGELLAN COMMERCIAL REAL ESTA	372.000	3,872.520	
	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	1,129.000	40,723.030	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	2,054.000	23,970.180	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	622.000	30,285.180	
	BROOKFIELD CANADA OFFICE PRO	316.000	8,295.000	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,826.000	52,935.740	
	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	986.000	45,099.640	
	CHOICE PROPERTIES REIT	1,241.000	16,381.200	
	COMINAR REAL ESTATE INV-TR U	2,545.000	37,538.750	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	1,311.000	17,619.840	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	900.000	13,284.000	
	DREAM GLOBAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	1,607.000	14,655.840	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	750.000	5,715.000	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	1,450.000	24,302.000	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	621.000	26,578.800	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	3,950.000	89,665.000	
	INTERRENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	942.000	6,961.380	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	825.000	9,677.250	
	MILESTONE APARTMENTS REAL ES	943.000	16,983.430	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	382.000	4,767.360	
	MORGUARD REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	689.000	10,431.460	
	NORTHVIEW APARTMENT REAL ESTATE INVESTME	627.000	12,351.900	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES REAL EST	917.000	9,500.120	
	ONEREIT	1,105.000	3,889.600	
	PLAZA RETAIL REIT	1,128.000	5,718.960	
	PURE INDUSTRIAL REAL ESTATE	3,583.000	19,384.030	
	RIOCAN REAL ESTATE I	4,511.000	116,699.570	
	SLATE OFFICE REIT	542.000	4,536.540	
	SLATE RETAIL REIT	526.000	7,290.360	
	SMART REAL ESTATE INVESTMENT	1,819.000	60,518.130	
カナダドル　小計		40,219.000	739,631.810 (57,543,355)	
シンガポールドル	AIMS AMP CAPITAL INDUSTRIAL	15,675.000	21,709.870	
	ASCENDAS HOSPITALITY TRUST	23,500.000	17,272.500	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV	65,900.000	156,183.000	
	ASCOTT RESIDENCE TRUST	26,400.000	30,096.000	
	CACHE LOGISTICS TRUST	23,000.000	19,090.000	
	CAMBRIDGE INDUSTRIAL TRUST	29,100.000	16,005.000	
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	60,300.000	95,877.000	
	CAPITALAND MALL TRUST	75,900.000	156,354.000	
	CAPITALAND RETAIL CHINA TRUST	20,000.000	29,700.000	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	18,200.000	24,388.000	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	24,500.000	14,700.000	
	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	15,000.000	20,100.000	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	15,400.000	31,878.000	
	FRASERS COMMERCIAL TRUST	15,600.000	21,060.000	
	FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI	31,100.000	29,856.000	

	KEPPEL DC REIT	27,575.000	33,917.250	
	KEPPEL REIT	50,200.000	54,467.000	
	LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL	52,700.000	20,816.500	
	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	50,490.000	76,744.800	
	MAPLETREE GREATER CHINA COMMERCIAL	51,000.000	53,040.000	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	32,600.000	55,746.000	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	43,700.000	45,229.500	
	OUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	11,910.000	8,217.900	
	OUE HOSPITALITY TRUST	32,400.000	22,194.000	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	10,500.000	26,670.000	
	SABANA SHARIAH COMP IND REIT	18,600.000	9,579.000	
	SOILBUILD BUSINESS SPACE REI	20,350.000	13,736.250	
	SPH REIT	20,500.000	19,987.500	
	STARHILL GLOBAL REIT	37,100.000	30,236.500	
	SUNTEC REIT	71,600.000	120,288.000	
シンガポールドル　小計		990,800.000	1,275,139.570 (95,533,457)	
ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	24,039.000	25,240.950	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	30,435.000	37,587.220	
	INVESTORE PROPERTY LTD	2,735.000	4,129.850	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	36,627.000	53,292.280	
	PRECINCT PROPERTIES NEW ZEAL	28,529.000	35,518.600	
	PROPERTY FOR INDUSTRY LTD	14,075.000	22,942.250	
	STRIDE STAPLED GROUP	10,940.000	20,348.400	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	7,659.000	15,624.360	
ニュージーランドドル　小計		155,039.000	214,683.910 (16,116,321)	
ユーロ	AEDIFICA	407.000	30,231.960	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	2,852.000	33,225.800	
	ALTAREA	65.000	11,375.000	
	AXIARE PATRIMONIO SOCIMI SA	1,641.000	21,004.800	
	BEFIMMO	644.000	33,771.360	
	BENI STABILI SPA	26,938.000	14,169.380	
	COFINIMMO	569.000	60,143.300	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIE-CV	1,369.000	52,706.500	
	FONCIERE DES REGIONS	1,382.000	108,210.600	
	GECINA SA	1,132.000	148,688.200	
	GREEN REIT PLC	18,912.000	25,625.760	
	HAMBORNER REIT AG	2,335.000	20,711.450	
	HIBERNIA REIT PLC	18,988.000	24,399.580	
	HISPANIA ACTIVOS INMOBILIARI	3,089.000	34,287.900	
	ICADE	1,265.000	81,364.800	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZIONE	9,141.000	6,357.560	
	INTERVEST OFFICES&WAREHOUSES	342.000	8,257.590	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	9,609.000	11,146.440	
	KLEPIERRE	5,827.000	214,928.890	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	2,385.000	15,478.650	
	MERCIALYS	1,582.000	29,702.050	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	9,054.000	90,540.000	
	MONTEA	168.000	7,576.800	
	NSI NV	4,104.000	14,573.300	
	RETAIL ESTATES	171.000	13,078.080	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	2,789.000	593,917.550	
	VASTNED RETAIL NV	547.000	18,948.080	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	398.000	33,276.780	
	WERELDHAVE BELGIUM NV	51.000	5,910.900	
	WERELDHAVE NV	1,145.000	45,914.500	

		XIOR STUDENT HOUSING NV	106.000	3,848.330	
	ユーロ　小計		129,007.000	1,813,371.890 (208,755,372)	
投資証券　合計			3,379,597	3,016,089,283 (3,016,089,283)	
合計				3,016,089,283 (3,016,089,283)	

（注１）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。
（注２）１　各種通貨毎の小計の欄における(　)内の金額は、邦貨換算額であります。
２　合計欄における(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
香港ドル	投資証券	8銘柄	-%	100.0%	2.1%
アメリカドル	投資証券	158銘柄	-%	100.0%	72.1%
イギリスポンド	投資証券	24銘柄	-%	100.0%	4.9%
イスラエルシュケル	投資証券	1銘柄	-%	100.0%	0.1%
オーストラリアドル	投資証券	29銘柄	-%	100.0%	8.3%
カナダドル	投資証券	30銘柄	-%	100.0%	1.9%
シンガポールドル	投資証券	30銘柄	-%	100.0%	3.2%
ニュージーランドドル	投資証券	8銘柄	-%	100.0%	0.5%
ユーロ	投資証券	31銘柄	-%	100.0%	6.9%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

中間財務諸表

【i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）】

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 (平成29年５月２日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	918,715
親投資信託受益証券	216,164,090
派生商品評価勘定	80,630
流動資産合計	217,163,435
資産合計	217,163,435
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,476,043
未払解約金	106,327
未払受託者報酬	53,193
未払委託者報酬	574,981
その他未払費用	106,429
流動負債合計	4,316,973
負債合計	4,316,973
純資産の部	
元本等	
元本	161,249,385
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	51,597,077
（分配準備積立金）	3,871,645
元本等合計	212,846,462
純資産合計	212,846,462
負債純資産合計	217,163,435

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 （自　平成28年11月３日 至　平成29年５月２日）
営業収益	
有価証券売買等損益	26,523,877
為替差損益	△14,658,653
営業収益合計	11,865,224
営業費用	
受託者報酬	53,193
委託者報酬	574,981
その他費用	107,744
営業費用合計	735,918
営業利益又は営業損失（△）	11,129,306
経常利益又は経常損失（△）	11,129,306
中間純利益又は中間純損失（△）	11,129,306
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,838,793
期首剰余金又は期首欠損金（△）	38,331,943
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,137,800
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,137,800
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,163,179
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,163,179
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	51,597,077

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で時価評価しております。

2　デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成29年５月２日現在)
1　当該中間計算期間の末日における受益権総数	161,249,385口
2　１口当たり純資産額	1.3200円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (平成29年５月２日現在)
１　中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２　時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ４　金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

１　期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (平成29年５月２日現在)
期首元本額	156,972,866円
期中追加設定元本額	77,234,404円
期中一部解約元本額	72,957,885円

２　有価証券関係

該当事項はありません。

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区　分	種類	当中間計算期間末 (平成29年５月２日現在)			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益 （円）
			うち１年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売　建				
	香港ドル	3,888,464	－	3,929,536	△41,072
	アメリカドル	156,304,714	－	158,161,839	△1,857,125
	イギリスポンド	11,075,484	－	11,642,658	△567,174
	オーストラリアドル	17,064,647	－	17,374,195	△309,548
	カナダドル	4,067,043	－	4,009,915	57,128
	シンガポールドル	6,215,167	－	6,335,903	△120,736
	ニュージーランドドル	877,018	－	884,099	△7,081
	ユーロ	13,836,404	－	14,409,711	△573,307
	買　建				
	アメリカドル	4,313,600	－	4,337,102	23,502
合計		217,642,541	－	221,084,958	△3,395,413

（注１）　時価の算定方法

為替予約取引

１　中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

【i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）】

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 (平成29年５月２日現在)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	434,844,657
未収入金	2,123,655
流動資産合計	436,968,312
資産合計	436,968,312
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,123,655
未払受託者報酬	115,243
未払委託者報酬	1,245,058
その他未払費用	230,517
流動負債合計	3,714,473
負債合計	3,714,473
純資産の部	
元本等	
元本	293,083,732
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	140,170,107
（分配準備積立金）	34,719,727
元本等合計	433,253,839
純資産合計	433,253,839
負債純資産合計	436,968,312

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 (自　平成28年11月３日 至　平成29年５月２日)
営業収益	
有価証券売買等損益	61,360,094
営業収益合計	61,360,094
営業費用	
受託者報酬	115,243
委託者報酬	1,245,058
その他費用	230,517
営業費用合計	1,590,818
営業利益又は営業損失（△）	59,769,276
経常利益又は経常損失（△）	59,769,276
中間純利益又は中間純損失（△）	59,769,276
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	10,759,886
期首剰余金又は期首欠損金（△）	96,974,979
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,688,003
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,688,003
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,502,265
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,502,265
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	140,170,107

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成29年５月２日現在)
1　当該中間計算期間の末日における受益権総数	293,083,732口
2　１口当たり純資産額	1.4783円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (平成29年５月２日現在)
１　中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２　時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 ４　金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

１　期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (平成29年５月２日現在)
期首元本額	331,569,704円
期中追加設定元本額	40,675,921円
期中一部解約元本額	79,161,893円

２　有価証券関係

該当事項はありません。

３　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成29年５月２日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(平成29年５月２日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	6,640,918
金銭信託	18,028,484
投資証券	1,227,967,667
未収入金	63,587
未収配当金	1,601,406
流動資産合計	1,254,302,062
資産合計	1,254,302,062
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,123,655
流動負債合計	2,123,655
負債合計	2,123,655
純資産の部	
元本等	
元本	825,170,401
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	427,008,006
元本等合計	1,252,178,407
純資産合計	1,252,178,407
負債純資産合計	1,254,302,062

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１　有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年５月２日現在)
１　当該計算日における受益権総数	825,170,401口
２　１口当たり純資産額	1.5175円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(平成29年５月２日現在)

１　貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２　時価の算定方法
(1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

４　金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

1　本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成29年５月２日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	2,318,671,751円
同中間計算期間中の追加設定元本額	130,200,157円
同中間計算期間中の一部解約元本額	1,623,701,507円
同中間計算期間末日の元本額※	825,170,401円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）	142,447,506円
i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）	286,553,316円
先進国リートインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	396,112,816円
ブラックロックLifePathファンド2055	56,763円
合計	825,170,401円

2　有価証券関係

該当事項はありません。

3　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）】

(平成29年４月末現在)

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	216,519,988円
Ⅱ　負債総額	3,214,032円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	213,305,956円
Ⅳ　発行済数量	160,861,733口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.3260円

【i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）】

(平成29年４月末現在)

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	436,049,264円
Ⅱ　負債総額	2,055,340円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	433,993,924円
Ⅳ　発行済数量	294,144,056口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.4754円

(参考情報)

ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド

(平成29年４月末現在)

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	1,251,761,168円
Ⅱ　負債総額	499,865円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	1,251,261,303円
Ⅳ　発行済数量	826,203,351口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.5145円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

２　受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

３　投資者に対する特典

該当事項はありません。

４　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

５　受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

６　受益権の譲渡

①　投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

７　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

８　受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

９　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10　質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

①資本金　　2,435,000千円

②発行する株式の総数　　36,000株

③発行済株式の総数　　10,158株

④直近５ヵ年における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①経営の意思決定機構

＜株主総会＞

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

＜エグゼクティブ委員会他各委員会＞

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

②運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2017年４月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	66本	828,050百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		69本	3,974,728百万円
合計		135本	4,802,778百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（自平成28年1月1日　至平成28年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第29期 (平成27年12月31日現在)	第30期 (平成28年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		14,514	12,415
立替金		6	49
前払費用		146	127
未収入金	※２	207	2
未収委託者報酬		1,077	1,163
未収運用受託報酬		2,742	2,771
未収収益	※２	1,467	1,192
繰延税金資産		882	845
関係会社短期貸付金	※２	130	-
その他流動資産		4	5
流動資産計		21,179	18,573
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※１	1,223	1,087
器具備品	※１	292	449
有形固定資産計		1,515	1,536
無形固定資産			
ソフトウエア		0	8
のれん		154	98
無形固定資産計		155	106
投資その他の資産			
投資有価証券		-	0
長期差入保証金		967	972
前払年金費用		409	501
長期前払費用		17	8
繰延税金資産		9	-
投資その他の資産計		1,404	1,483
固定資産計		3,075	3,127
資産合計		24,255	21,701

（単位：百万円）

		第29期 （平成27年12月31日現在）	第30期 （平成28年12月31日現在）
負債の部			
流動負債			
預り金		80	86
未払金	※２		
未払収益分配金		3	3
未払償還金		75	75
未払手数料		346	392
その他未払金		947	1,385
未払費用	※２	1,091	1,141
未払消費税等		238	52
未払法人税等		561	263
賞与引当金		1,875	1,884
役員賞与引当金		150	141
早期退職慰労引当金		7	37
流動負債計		5,377	5,465
固定負債			
退職給付引当金		53	60
資産除去債務		254	258
繰延税金負債		-	29
固定負債計		308	348
負債合計		5,685	5,813
純資産の部			
株主資本			
資本金		2,435	2,435
資本剰余金			
資本準備金		2,316	2,316
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,162	6,162
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		9,634	6,953
利益剰余金合計		9,971	7,290
株主資本合計		18,569	15,887
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		-	0
評価・換算差額等合計		-	0
純資産合計		18,569	15,887
負債・純資産合計		24,255	21,701

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第29期 (自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日)	第30期 (自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		4,339	3,977
運用受託報酬	※１	10,063	9,036
その他営業収益	※１	9,911	10,533
営業収益計		24,315	23,546
営業費用			
支払手数料		1,478	1,296
広告宣伝費		262	237
調査費			
調査費		398	383
委託調査費	※１	4,371	4,020
調査費計		4,770	4,404
委託計算費		124	114
営業雑経費			
通信費		61	53
印刷費		74	63
諸会費		27	31
営業雑経費計		163	148
営業費用計		6,799	6,201
一般管理費			
給料			
役員報酬		548	604
給料・手当		3,631	3,809
賞与		2,231	2,232
給料計		6,411	6,646
退職給付費用		227	256
福利厚生費		731	822
事務委託費	※１	1,954	2,216
交際費		54	51
寄付金		5	2
旅費交通費		208	241
租税公課		107	142
不動産賃借料		735	732
水道光熱費		75	64
固定資産減価償却費		214	229
のれん償却額		530	56
クライアント・リレーションシップ資産償却費		230	-
資産除去債務利息費用		3	3
諸経費		376	414
一般管理費計		11,869	11,881
営業利益		5,645	5,463

(単位：百万円)

	第29期 (自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日)	第30期 (自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日)
営業外収益		
受取利息	6	3
為替差益	-	12
雑益	28	0
営業外収益計	34	16
営業外費用		
支払利息	-	0
有価証券売却損	-	0
為替差損	32	-
固定資産除却損	34	1
営業外費用計	66	1
経常利益	5,613	5,479
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	26	163
特別損失計	26	163
税引前当期純利益	5,586	5,315
法人税、住民税及び事業税	2,366	1,920
法人税等調整額	37	76
当期純利益	3,182	3,318

（３）【株主資本等変動計算書】

第29期　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成27年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,452	6,788	15,386	-	-	15,386
事業年度中の変動額											
当期純利益						3,182	3,182	3,182			3,182
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	3,182	3,182	3,182	-	-	3,182
平成27年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	-	-	18,569

第30期　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成28年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	-	-	18,569
事業年度中の変動額											
剰余金の配当						△6,000	△6,000	△6,000			△6,000
当期純利益						3,318	3,318	3,318			3,318
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△2,681	△2,681	△2,681	0	0	△2,681
平成28年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887

〔重要な会計方針〕

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2.　固定資産の減価償却方法

(1)　有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2)　無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

3.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金の計上方法

①　旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

②　確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③　確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3)　賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4)　役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5)　早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4.　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)　消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2)　連結納税制度の適用

前事業年度より、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
建物附属設備	1,039　百万円	1,191　百万円
器具備品	649　百万円	717　百万円

※２　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
未収入金	200　百万円	-　百万円
未収収益	379　百万円	484　百万円
短期貸付金	130　百万円	-　百万円
未払金	930　百万円	1,361　百万円
未払費用	201　百万円	173　百万円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
当座貸越極度額	1,000　百万円	1,000　百万円
借入実行残高	―	―
差引額	1,000　百万円	1,000　百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日)	当事業年度 (自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日)
その他営業収益	4,286　百万円	4,730　百万円
委託調査費	467　百万円	377　百万円
事務委託費	613　百万円	630　百万円
運用受託報酬	1　百万円	4　百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	－	－	10,158

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	－	－	10,158

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年9月8日 取締役会決議	普通株式	6,000	590,667	平成28年9月9日	平成28年9月9日

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度　（平成27年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)　現金・預金	14,514	14,514	－
(2)　未収委託者報酬	1,077	1,077	－
(3)　未収運用受託報酬	2,742	2,742	－
(4)　未収収益	1,467	1,467	－
(5)　長期差入保証金	967	959	△7
資産計	20,769	20,761	△7
(1)　未払手数料	346	346	－
(2)　未払費用	1,091	1,091	－
負債計	1,437	1,437	－

当事業年度　（平成28年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)　現金・預金	12,415	12,415	－
(2)　未収委託者報酬	1,163	1,163	－
(3)　未収運用受託報酬	2,771	2,771	－
(4)　未収収益	1,192	1,192	－
(5)　長期差入保証金	972	969	△3
資産計	18,516	18,512	△3
(1)　未払手数料	392	392	－
(2)　未払費用	1,141	1,141	－
負債計	1,533	1,533	－

(注1)　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負　債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)　金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	14,514	－	－	－
(2)　未収委託者報酬	1,077	－	－	－
(3)　未収運用受託報酬	2,742	－	－	－
(4)　未収収益	1,467	－	－	－
(5)　長期差入保証金	－	907	48	11
合計	19,801	907	48	11

当事業年度（平成28年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	12,415	―	―	―
(2)　未収委託者報酬	1,163	―	―	―
(3)　未収運用受託報酬	2,771	―	―	―
(4)　未収収益	1,192	―	―	―
(5)　長期差入保証金	―	907	53	11
合計	17,543	907	53	11

（有価証券関係）

前事業年度　（平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自　平成27年　1月　1日 至　平成27年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,587
勤務費用	223
利息費用	10
数理計算上の差異の発生額	10
退職給付の支払額	△171
退職給付債務の期末残高	1,661

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自　平成27年　1月　1日 至　平成27年12月31日)
年金資産の期首残高	2,205
期待運用収益	24
数理計算上の差異の発生額	△9
事業主からの拠出額	256
退職給付の支払額	△171
年金資産の期末残高	2,304

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成27年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,607
年金資産	△2,304
	△697
非積立型制度の退職給付債務	53
未積立退職給付債務	△643
未認識数理計算上の差異	261
未認識過去勤務費用	26
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△355
退職給付引当金	53
前払年金費用	△409
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△355

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 (自　平成27年 1月 1日 至　平成27年12月31日)
勤務費用	223
利息費用	10
期待運用収益	△24
数理計算上の差異の費用処理額	△4
過去勤務費用の処理額	△41
確定給付制度に係る退職給付費用合計	164
特別退職金	26
合計	191

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券70%、株式27%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.2%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、64百万円でありました。

当事業年度 （自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,661
勤務費用	250
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	△8
退職給付の支払額	△168
退職給付債務の期末残高	1,745

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
年金資産の期首残高	2,304
期待運用収益	27
数理計算上の差異の発生額	△56
事業主からの拠出額	274
退職給付の支払額	△168
年金資産の期末残高	2,381

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (平成28年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,685
年金資産	△2,381
	△696
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	△635
未認識数理計算上の差異	174
未認識過去勤務費用	20
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△441
退職給付引当金	60
前払年金費用	△501
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△441

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	当事業年度 (自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日)
勤務費用	250
利息費用	11
期待運用収益	△27
数理計算上の差異の費用処理額	△6
過去勤務費用の処理額	△39
確定給付制度に係る退職給付費用合計	188
特別退職金	163
合計	351

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成28年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
割引率	0.5%
長期期待運用収益率	0.8%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、68百万円でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	155	196
賞与引当金	619	581
資産除去債務	82	79
資産調整勘定	46	24
未払事業税	105	55
早期退職慰労引当金	2	11
退職給付引当金	17	18
有形固定資産	0	5
その他	15	9
繰延税金資産合計	1,046	983
繰延税金負債		
無形固定資産	-	-
退職給付引当金	△132	△153
資産除去債務に対応する除去費用	△21	△13
繰延税金負債合計	△153	△167
繰延税金資産の純額	892	815

（注）　前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
流動資産－繰延税金資産	882	845
固定資産－繰延税金資産	9	-
固定負債－繰延税金負債	-	29

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6 %	33.1 %
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	3.3
損金不算入ののれん償却額	3.3	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.2	0.8
その他	△0.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.0 %	37.5 %

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.　当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.　当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
期首残高	293	254
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	△42	-
期末残高	254	258

（セグメント情報等）

前事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,339	10,063	9,911	24,315

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,272	8,558	2,483	24,315

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,287	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,857	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度 （自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,977	9,036	10,533	23,546

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
12,127	9,200	2,218	23,546

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,735	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,815	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1.　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)　財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	13,482百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	1	未収収益	379
							受入手数料	4,286		
							委託調査費	467	未払費用	201
							事務委託費	613		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	営業外収益	0	未収入金	200
									未収収益	0
									短期貸付金	130
									その他未払金	930

当事業年度　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	13,889百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	4	未収収益	484
							受入手数料	4,730		
							委託調査費	377	未払費用	173
							事務委託費	630		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,361

(2)　財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

該当事項はありません。

(3)　財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自　平成27年1月1日　至　平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,857	未収入金	3
							委託調査費	3	未収収益	736
							事務委託費	0	未払費用	1
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	1,723百万米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	543	未収収益	49
							委託調査費	1,449	未払費用	142
							事務委託費	74		

当事業年度　（自　平成28年1月1日　至　平成28年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,815	未収収益	267
							委託調査費	40	未払費用	3
							事務委託費	0		
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	87百万米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	425	未収収益	35
							委託調査費	1,556	未払費用	135
							事務委託費	81		

（注）　1．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(5) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(6) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2.　親会社に関する注記

(1)　親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
１株当たり純資産額	1,828,038 円 62 銭	1,564,056 円 75 銭
１株当たり当期純利益金額	313,321 円 29 銭	326,685 円 49 銭

（注） １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益 （百万円）	3,182	3,318
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益 （百万円）	3,182	3,318
普通株式の期中平均株式数 （株）	10,158	10,158

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自　平成28年1月1日　至平成28年12月31日）を対象としております。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年９月18日	証券業登録に伴う商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年７月１日	グループ会社の１つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年７月１日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年６月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月２日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年４月１日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月５日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月１日	決算期を３月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称　　：みずほ信託銀行株式会社
・資本金の額　：247,369百万円（2017年３月末現在）
・事業の内容　：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

・名称　　：資産管理サービス信託銀行株式会社
・資本金の額　：50,000百万円（2017年３月末現在）
・業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
・再信託の目的　：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円）（2017年３月末現在）	事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでおります。
カブドットコム証券株式会社	7,196	
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000	
松井証券株式会社	11,945	
マネックス証券株式会社	12,200	
みずほ証券株式会社	125,167	
楽天証券株式会社	7,495	

(3) 投資顧問会社

・名称　　：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）

・資本金の額　：1,500,000米ドル（円貨換算＊ 約175百万円、2016年12月末現在）

＊　米ドルの円換算は、2016年12月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝116.49円）によります。

・事業の内容　：投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社（受託者）として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．の最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第３【その他】

１　交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

① 委託会社名

② 金融商品取引業者登録番号

③ 設立年月日

④ 資本金

⑤ 当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

⑥ 「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

① 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

② 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第４条第１項又は第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

① 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

② 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

① 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

② 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

③ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

④ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

２　交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

３　目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

４　目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成２９年２月２４日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　星　　知　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　中　島　紀　子

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの第３０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成２８年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年12月15日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻　村　和　之　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているi-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）の平成27年11月３日から平成28年11月２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）の平成28年11月２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年12月15日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 辻 村 和 之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているi-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）の平成27年11月３日から平成28年11月２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）の平成28年11月２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成29年６月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 辻 村 和 之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているi-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）の平成28年11月３日から平成29年５月２日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）の平成29年５月２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年11月３日から平成29年５月２日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成29年６月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻　村　和　之　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているi-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）の平成28年11月３日から平成29年５月２日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジなし）の平成29年５月２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年11月３日から平成29年５月２日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。